

## 令和6年度 NHK歳末たすけあい助成事業 取扱要領

### 1. 助成対象事業について

実施要綱第3条に定めるNHK歳末たすけあい助成事業の対象事業に係る募集区分については、次のとおりとする。

#### (1) 歳末特別支援事業については、次の事業を対象とする。

##### (ア) 歳末ふれあい事業

年末年始の時期に行う交流会などのつながりを絶やさないために取り組むふれあい交流事業に対して助成を行う。

施設利用者や団体関係者のみを対象とするのではなく、地域住民や児童、学生などの多様な方々と交流が図れる事業とする。

##### (対象団体)

県内の民間の社会福祉施設を運営する団体、県域・県内の複数市町域で活動する団体、在留外国人への支援を行う団体、社会福祉法人、NPO法人、またはボランティアグループとする。

##### (実施時期)

令和6年12月1日より令和7年1月31日までにを行う事業とする。

##### (助成率および助成限度額)

総事業費の3/4以内とし、助成金額の上限を20万円とする。

##### (対象経費)

助成対象となる事業に必要な会場費、材料費、印刷費、講師等の謝金、備品等の経費を助成するものとし、通常の団体運営に要する経費や、飲食費、または飲食を目的とした施設への会場費については助成対象としない。

##### (イ) 歳末支援事業

年末年始の時期に、生活等で困っている方への積極的な支援として取り組まれる炊き出しや生活困窮者等への支援事業に対して助成を行う。

##### (対象団体)

県内で活動する福祉団体、NPO法人、ボランティアグループ、または社会福祉協議会とする。

##### (実施時期)

令和6年12月1日より令和7年1月31日までにを行う事業とする。

##### (助成率および助成限度額)

総事業費の3/4以内とし、助成金額の上限を50万円とする。

##### (対象経費)

助成対象となる事業に必要な会場費、食糧費、印刷費、講師等の謝金、備品等の経費を助成するものとし、通常の団体運営に要する経費は助成対象としない。

(2) 社会福祉施設整備事業については、次の事業を対象とする。

県内の民間の社会福祉施設を運営する社会福祉法人またはNPO法人等が行う、緊急性がありかつ利用者の処遇向上につながる車両の購入に対して助成を行う。

(申請要件)

原則として次の①から③のいずれかに該当することとし、助成決定された場合は、車両の両側面に「NHK歳末たすけあい助成車両」と赤い羽根マークの明示を行うこととする。

- ① 概ね15年以上経過、または15万km以上走行した車両の更新
- ② 新たに開始する事業に必要な車両
- ③ 事故等による廃車などにより緊急的に必要となる車両

(対象団体)

県内の民間の社会福祉施設を運営する社会福祉法人またはNPO法人等(介護保険制度に係る施設、サービスおよび事業については対象外とする。)

(実施時期)

助成対象事業の事業着手については、原則として助成決定通知日以降とし、令和7年9月30日までにを行う事業とする。

(助成率および助成限度額)

総事業費の2/3以内とし、助成金額の上限を100万円とする。

## 2. 申請について

### (1) 提出書類

- ア. 「助成事業申請書」、「申請事業の事業内容等について」、「団体・施設概要書」(別紙様式による)※本会ホームページからダウンロードすることも可とする。
- イ. 見積書の写(消費税込み)および積算根拠資料(価格表・カタログ等)  
※標準価格(定価)および値引額が記載されているものとする。
- ウ. カタログ(対象物件がわかるように明示をすることとする。)
- エ. 車両の現況写真(外観・内観・故障箇所等)
- オ. 車両を更新する場合、更新車両の車検証(写)
- カ. 施設または法人の概要がわかるパンフレット等  
※その他必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

### (2) 提出期間

令和6年10月31日(木)までに本会に必着とする。

### (3) 提出方法

申請書、必要書類を滋賀県共同募金会に提出する。

### (4) 申請は、原則、1団体1事業とする。

歳末特別支援事業について、法人内の複数の施設で事業実施される場合や、大規模な事業を実施される場合は、本会にご相談ください。

### 3. 助成金の決定について

助成金は、本会が決定し、助成決定者に対して通知書を交付する。  
募金総額が目標額に達しなかった場合、助成金を減額することがある。

### 4. 事業の実施について

助成対象事業は、原則として助成決定通知日以降の事業着手とする。(助成金の請求は事業完了後とする。)

なお、車両整備事業について助成が決定した場合は、改めて、複数の見積書を取得し、適正な事業実施を行うこととする。

### 5. 公表について

本事業の助成を受けた者は、事業の実施に当たり、当該事業が「NHK歳末たすけあい」の助成を受けて実施している事業であることを明示するなど「NHK歳末たすけあい」の使いみちについて、広く住民へ周知するよう配慮する。

さらに、事業の実施により取得した財産に、NHK歳末たすけあいの助成事業であることを明示するとともに、NHK大津放送局より助成事業の取材等について協力を求められた場合は、対応することとする。

### 6. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会  
〒520-0044

大津市京町4丁目3番28号(滋賀県厚生会館内)

T E L 077 - 522-4304 F A X 077-522-4375

E -mail: info@shiga-akaihane.org

H P :<http://www.shiga-akaihane.org/>